

福岡県公報

平成29年4月28日
第3888号

目次

告示(第339号-第341号)

- 福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (総務事務厚生課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 4
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 4

公安委員会

- 教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) …………… 4
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿 (労働委員会調整課) …………… 7

海区漁業調整委員会

○区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催

(漁業管理課) …………… 7

告示

福岡県告示第339号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を次のように定め、平成29年4月28日から施行する。

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号。以下「旧告示」という。)は、平成29年4月27日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示により決定されたものとみなし、第3の2ただし書の規定に基づく入札参加資格申請のうち入札参加資格の有効期限が平成29年9月30日までのものについては、なお従前の例による。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれ1に該当する者を除く。)
- 4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 5 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- 6 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 7 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 8 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

第2 入札参加資格

- 1 入札参加資格の等級は、AA、A及びBに区分し、それぞれの等級への格付の基準は、知事が別に定める。
- 2 知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、入札参加資格を決定するものとする。

- (1) 従業員数
- (2) 年間売上高
- (3) 自己資本金
- (4) 流動比率
- (5) 経営年数
- (6) 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

第3 入札参加資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格を得ようとする者は、知事が別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請の時期

競争入札参加資格審査申請書の提出期間は、毎年7月1日から同月末日までとする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（2017年以後の2年ごとの年をいう。）の9月末日までとする。

福岡県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2

			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6,930.2
--	--	--	---	--	--------------------	---------

福岡県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原2032番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原188番4先まで
京築	496号	京都郡みやこ町犀川上伊良原173番11先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで

公 告**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約の名称
自動車保管場所証明電子化システム構築業務委託契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 落札の相手方を決定した日
平成29年4月11日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
西日本電信電話株式会社福岡支店
 - 住所
福岡市博多区博多駅東三丁目2番28号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
55,296,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成29年2月24日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画道路の変更（平成29年3月31日北九州市告示第115号）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により芦屋町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2級基準点測量 1点
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町大字山鹿地内	平成29年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	平成29年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県内全域	平成29年3月31日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第127号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成29年4月28日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けん}第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日時	項目	場所	審査種別
平成29年6月5日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	
平成29年6月6日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	

平成29年6月12日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	筑後市大字久富1133番地 筑後自動車学校	大型・中型・ 準中型 大型特殊 大型二輪・ 普通二輪 けん 牽引 大型第二種 中型第二種
平成29年6月13日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	普通 普通第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,600 円
普通免許	11,800 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及びけんけん引免許	9,400 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750 円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成29年5月26日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成29年5月26日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第129号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年6月27日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第130号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年6月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成29年6月14日（水） 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成29年6月30日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第131号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する

。

平成29年4月28日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年7月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成29年7月13日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成29年7月20日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年7月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

(8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成29年4月28日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

氏 名	現 職 等	備 考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
井 上 智 夫	弁護士	同上
大 坪 稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
後 藤 裕	弁護士	同上
所 浩 代	福岡大学法学部准教授	同上
南 谷 敦 子	弁護士	同上
山 下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
上 野 茂 伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	現労働者委員
大 塚 康 宏	電機連合福岡地方協議会議長	同上
隈 本 泰 清	U Aゼンセン福岡県支部支部長	同上
佐 田 正 二	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
島 添 幹 子	自治労福岡県本部副執行委員長	同上
高 島 喜 信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
鍋 島 初 美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
大 石 昌 彦	株式会社福岡運輸ホールディングス管理本部副本部長	現使用者委員
竹 内 直 行	株式会社井筒屋業務グループ長	同上
廣 瀬 幸	株式会社ポータル特別顧問	同上
船 越 法 克	九州電力株式会社人材活性化本部部長	同上
松 岡 嘉 彦	福岡県経営者協会顧問	同上

宮田 克彦	西日本鉄道株式会社取締役常務執行役員	同上
大石 桂一	九州大学大学院経済学研究院教授	前公益委員
野田 進	(前)福岡県労働委員会会長	同上
岩永康志	(前)九州旅客鉄道労働組合福岡地方本部執行委員長	前労働者委員
藤吉 眞二	JAM九州・山口執行委員長	同上
神代 暁宏	福岡県福祉労働部長	
樋口 直樹	福岡県福祉労働部労働局長	
古長 秀明	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
鷺山 俊勝	福岡県労働委員会事務局長	
森美 知子	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
濱地 康紀	福岡県労働委員会事務局審査課長	

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成29年4月28日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 開催日時

平成29年5月9日（火）14時00分

2 開催場所

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 案件

筑前海区（津屋崎地区）における漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者